

浜松市土木工事共通仕様書 第8回改定 新旧対照表

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																								
	<p style="text-align: center;">第6編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 築堤・護岸</p> <p>第5節 法覆護岸工 1-5-2 材料</p> <p>1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。</p> <p>(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。</p> <p>6) 止水材の品質規格は、表1-4によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6編 河川編</p> <p style="text-align: center;">第1章 築堤・護岸</p> <p>第5節 法覆護岸工 1-5-2 材料</p> <p>1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)または(2)のいずれかの仕様によるものとする。</p> <p>(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。</p> <p>6) 止水材の品質規格は、表1-4によるものとする。</p>																								
6-5	<p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="439 835 1389 1113"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m²)以下</td> <td>建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm²以上 (1200kgf/m以上)</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	規格値	試験方法	漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による	引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。	<p style="text-align: center;">表1-4 止水材の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1635 835 2585 1113"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏水量</td> <td>25(ml/sec)/(1.8m²)以下</td> <td>建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による</td> </tr> <tr> <td>引張り強さ</td> <td>11.8N/mm²以上 (1200kgf/m以上)</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> <tr> <td>摩擦係数</td> <td>0.8以上</td> <td>平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	規格値	試験方法	漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による	引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。
試験項目	規格値	試験方法																								
漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による																								
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																								
試験項目	規格値	試験方法																								
漏水量	25(ml/sec)/(1.8m ²)以下	建設省土木研究資料第3103号の小型浸透試験による																								
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/m以上)	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。																								
摩擦係数	0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による。																								
6-6	<p>3. かごマットの構造及び要求性能については、設計図書及び「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(追記)(以下「鉄線籠型基準」という)によるものとする。</p> <p>10. 袋型根固め用袋材のうち、高分子系の合成繊維(再生材を含む)を主要構成材料とするものは、表1-8(1)に示す性能を満足することを確認しなければならない。また、要求性能の確認は、表1-8(1)に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は、基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p>	<p>3. かごマットの構造及び要求性能については、設計図書及び「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省)(以下「鉄線籠型基準」という)によるものとする。</p> <p>10. 袋型根固め用袋材のうち、高分子系の合成繊維(再生材を含む)を主要構成材料とするものは、表1-8(1)に示す性能を満足することを確認しなければならない。また、要求性能の確認は、表1-8(1)に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は、基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p>																								

6-10

表1-8(1) 袋型根固め(追記)袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法	
			試験方法	基準値
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること	引張試験 (JIS A 8960 に準拠)	(2トン型) (2重) 400N以上 (1重) 700N以上 (4トン型) (2重) 500N以上 (1重) 900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること 短期性能型： 耐候性は求めない 長期性能型： 耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2トン型) (2重) 200N以上 (1重) 200N以上 (4トン型) (2重) 250N以上 (1重) 250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと	たき火試験 (表 1-8(2)参照)	燃焼部以上に延焼しないこと
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと	煮沸試験 飼育試験 (表 1-8(2)参照)	有害物質が溶出しないこと
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること
	発注機関	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと	監督員による事前確認

[注]※1 公的試験機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。

第10節 付帯道路施設工
1-10-2 境界工

3. 受注者は、境界杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点（追記）を用地境界線上に一致させ、文字「浜松市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

6-19

表1-8(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

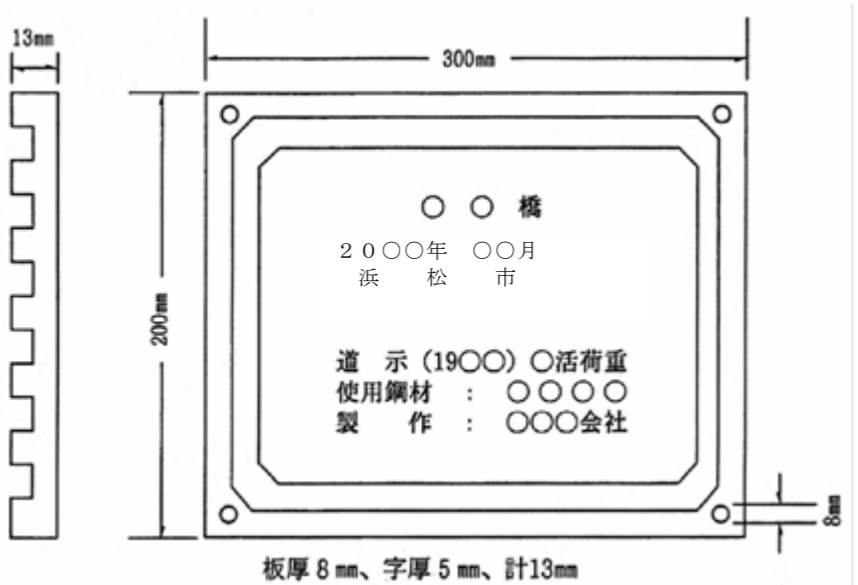
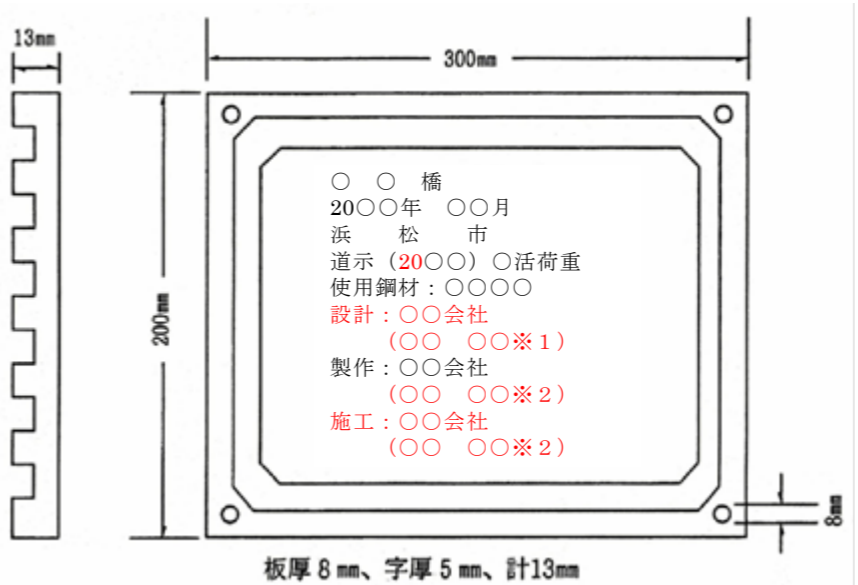
場所	項目	要求性能	確認方法	
			試験方法	基準値
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること	引張試験 (JIS A 8960 に準拠)	(2トン型) (2重) 400N以上 (1重) 700N以上 (4トン型) (2重) 500N以上 (1重) 900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること 短期性能型： 耐候性は求めない 長期性能型： 耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2トン型) (2重) 200N以上 (1重) 200N以上 (4トン型) (2重) 250N以上 (1重) 250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと	たき火試験 (表 1-8(2)参照)	燃焼部以上に延焼しないこと
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと	煮沸試験 飼育試験 (表 1-8(2)参照)	有害物質が溶出しないこと
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること
	発注機関	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと	監督員による事前確認

[注]※1 公的試験機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。

第10節 付帯道路施設工
1-10-2 境界工

3. 受注者は、境界杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「浜松市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																
6-25	<p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">国土交通省 河川砂防技術基準</td> <td style="text-align: right;">(平成9年10月)</td> </tr> <tr> <td>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き</td> <td style="text-align: right;">(平成10年11月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 機械工事共通仕様書(案)</td> <td style="text-align: right;">(平成29年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 機械工事施工管理基準(案)</td> <td style="text-align: right;">(平成29年3月)</td> </tr> </table>	国土交通省 河川砂防技術基準	(平成9年10月)	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	(平成10年11月)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)	(平成29年3月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)	(平成29年3月)	<p style="text-align: center;">第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">国土交通省 河川砂防技術基準</td> <td style="text-align: right;">(令和元年7月)</td> </tr> <tr> <td>国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き</td> <td style="text-align: right;">(平成10年11月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 機械工事共通仕様書(案)</td> <td style="text-align: right;">(令和3年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 機械工事施工管理基準(案)</td> <td style="text-align: right;">(令和元年10月)</td> </tr> </table>	国土交通省 河川砂防技術基準	(令和元年7月)	国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	(平成10年11月)	国土交通省 機械工事共通仕様書(案)	(令和3年3月)	国土交通省 機械工事施工管理基準(案)	(令和元年10月)
国土交通省 河川砂防技術基準	(平成9年10月)																	
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	(平成10年11月)																	
国土交通省 機械工事共通仕様書(案)	(平成29年3月)																	
国土交通省 機械工事施工管理基準(案)	(平成29年3月)																	
国土交通省 河川砂防技術基準	(令和元年7月)																	
国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き	(平成10年11月)																	
国土交通省 機械工事共通仕様書(案)	(令和3年3月)																	
国土交通省 機械工事施工管理基準(案)	(令和元年10月)																	
6-30	<p>第6節 付属物設置工</p> <p>3-6-4 境界工</p> <p>3. 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点(追記)を用地境界線上に一致させ、文字「浜松市」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>第6節 付属物設置工</p> <p>3-6-4 境界工</p> <p>3. 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、文字「浜松市」が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>																

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)																		
6-34	<p style="text-align: center;">第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">国土交通省</td> <td style="width: 50%;">機械工事施工管理基準(案)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(平成29年3月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>機械工事塗装要領(案)・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成22年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成16年4月)</td> </tr> </table> <p>第7節 鋼管理橋上部工 4-7-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、(追記)道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工(追記)によらなければならない。</p> <p>第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋) 4-10-8 銘板工</p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、図4-1によらなければならない。(追記)</p>	国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	(平成29年3月)	国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	(平成22年4月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	<p style="text-align: center;">第4章 水門</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">国土交通省</td> <td style="width: 50%;">機械工事施工管理基準(案)</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(令和元年10月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>機械工事塗装要領(案)・同解説</td> <td style="text-align: right;">(平成22年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成31年2月)</td> </tr> </table> <p>第7節 鋼管理橋上部工 4-7-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧(削除)第6章 支承部の施工」(日本道路協会)によらなければならない。</p> <p>第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋) 4-10-8 銘板工</p> <p>1. 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図4-1によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p>	国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	(令和元年10月)	国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	(平成22年4月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)
国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	(平成29年3月)																		
国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	(平成22年4月)																		
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																		
国土交通省	機械工事施工管理基準(案)	(令和元年10月)																		
国土交通省	機械工事塗装要領(案)・同解説	(平成22年4月)																		
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)																		
6-39																				
6-40	 <p style="text-align: center;">図 4-1</p>	 <p style="text-align: center;">図 4-1 銘板の寸法及び記載事項</p> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>																		

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
6-42	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-12-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（追記）（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>4-12-6 支承工 支承工の施工については、（追記）道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）の規定による（追記）のとする。</p>	<p>第12節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-12-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>4-12-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除）第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。</p>
6-43	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-13-3 支承工 支承工の施工については、（追記）道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）の規定によるものとする。</p>	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-13-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除）第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。</p>
6-44	<p>第16節 舗装工 4-16-1 一般事項 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（追記）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>第16節 舗装工 4-16-1 一般事項 2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)												
6-46	<p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課編集）の規定によらなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">鋼道路橋施工便覧</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">(平成27年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成16年4月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	<p style="text-align: center;">第5章 堰</p> <p>第1節 適用 5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省（削除））の規定によらなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">日本道路協会</td> <td style="width: 40%;">鋼道路橋施工便覧</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">(令和2年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td style="text-align: right;">(平成31年2月)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年3月)												
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)												
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和2年9月)												
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成31年2月)												
6-51	<p>第8節 鋼管理橋上部工 5-8-1 一般事項 1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、現場継手工、橋梁現場塗装工、床版工、支承工、橋梁付属物工、管理橋舗装工、マイクロフィルム、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>第8節 鋼管理橋上部工 5-8-1 一般事項 1. 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、現場継手工、橋梁現場塗装工、床版工、支承工、橋梁付属物工、管理橋舗装工、工事関連図書電子データ、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>												
6-52	<p>5-8-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、(追記) 道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）によらなければならない。</p> <p>5-8-12 マイクロフィルム等 1. 受注者は完成図面をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p>5-8-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除） 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）によらなければならない。</p> <p>5-8-12 工事関連図書電子データ等 1. 受注者は完成図面を工事関連図書電子データに収め提出するものとする。</p>												
6-54	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 5-13-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (追記)（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-13-6 支承工 支承工の施工については、(追記) 道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）の規定によるものとする。</p>	<p>第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 5-13-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-13-6 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除） 第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。</p>												

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
6-55	<p>5-13-11 マイクロフィルム等 1. 受注者は完成図面をマイクロフィルムに収め提出するものとする。</p>	<p>5-13-11 工事関連図書電子データ等 1. 受注者は完成図面を工事関連図書電子データに収め提出するものとする。</p>
	<p>第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 5-14-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（追記）（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-14-3 支承工 支承工の施工については、（追記）道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）の規定によるものとする。</p>	<p>第14節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 5-14-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-14-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除）第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。</p>
6-56	<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 5-15-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（追記）（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-15-3 支承工 支承工の施工については、（追記）道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章支承部の施工（追記）の規定によるものとする。</p>	<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 5-15-1 一般事項 5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p>5-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧（削除）第6章 支承部の施工」（日本道路協会）の規定によるものとする。</p>
	<p>第6章 排水機場</p>	<p>第6章 排水機場</p>
6-59	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 （略） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成27年2月）</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。 （略） 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（令和2年1月）</p>

ページ	(旧：令和3年4月版)	(新：令和4年4月版)
6-69	<p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工 8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 受注者は、兼用道路区間について、(追記) 肩及びのり先 (小段が兼用道路) より1mは草刈りをしないものとする。ただし設計図書に定めのある時はこの限りでない。</p> <p>2. 受注者は、補助刈り (追記) 等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防 (追記) に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p>第5節 堤防養生工 8-5-2 芝養生工</p> <p>1. 受注者は、抜き取り (追記) した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、人力により雑草の抜き取り (追記) を施工しなければならない。</p> <p>第6節 構造物補修工 8-6-2 材料</p> <p>クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク (追記) については設計図書によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工 8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 受注者は、兼用道路区間について、のり肩及びのり先 (小段が兼用道路) より1mは草刈りをしないものとする。ただし設計図書に定めのある時はこの限りでない。</p> <p>2. 受注者は、補助刈り (機械除草に係わる人力による除草) 等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防等の河川管理施設 (許可工作物を含む) に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p>第5節 堤防養生工 8-5-2 芝養生工</p> <p>1. 受注者は、抜き取り (除根) した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、人力により雑草の抜き取り (除根) を施工しなければならない。</p> <p>第6節 構造物補修工 8-6-2 材料</p> <p>クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によるものとする。</p>
6-75	<p style="text-align: center;">第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (平成27年2月)</p>	<p style="text-align: center;">第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説 (令和2年1月)</p>